

「島根県受注企業ガイドブック 2027【機械金属・樹脂・電気】」 作成業務委託業者選定に係る企画提案競技実施要領

1. 目的

積極的に県外発注企業との取引を希望し取引能力を有する県内企業の情報を掲載する「島根県受注企業ガイドブック 2027【機械金属・樹脂・電気】」（以下、「ガイドブック」）を作成し、展示会や商談会、県外発注企業訪問の際に配布することにより、県内産業の技術力や県内産業集積等を PR し、県内企業の取引先確保に資する事を目的とする。

2. 企画提案競技に付する事項

(1) 件名

「島根県受注企業ガイドブック 2027【機械金属・樹脂・電気】」作成業務委託

(2) 実施主体

公益財団法人しまね産業振興財団

(3) 業務委託内容

別紙「ガイドブック」作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という）による。

3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）

4. 契約に要する経費

委託業務に係る契約額は 3,200,000 円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

5. 応募資格等

上記 2（3）に掲げる業務を遂行する能力を有する企業であって、応募資格及び企画提案内容について、当財団からの電話、電子メールまたは FAX 等による質問等に対して迅速に対応（場合によっては追加資料の提出など）ができること。また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条項第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (6) 県内に主たる事業所もしくは従たる事業所を有すること。
- (7) 法令を遵守する旨を内容とするプライバシーポリシーを公表するとともに、個人情報情報を厳正に管理するための具体的措置を明らかにした個人情報管理マニュアルなどを定めていること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

6. 応募の手続き

応募にあたっては、次の書類を提出する事。

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式1）
- (2) デザイン
 - ア 表裏表紙デザイン（2点以内）
 - イ 企業ページのレイアウトデザイン（2点以内）
- (3) 見積書
見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。
明細を作成し、明細項目については内訳をできるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
- (4) その他応募に必要な書類
 - ア 会社概要書（様式2）
会社概要書は、（様式2）に記載する項目が明示されている会社説明パンフレット等に代えることができる。
 - イ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書
 - ウ プライバシーポリシー
プライバシーポリシーマークの付与の認定を受けている場合はその旨を証する書類。
 - エ 公益財団法人しまね産業振興財団、国及び地方公共団体と締結した過去2年間の類似契約の実績（様式3）
- (5) 提出先
10. に記載する場所
- (6) 提出期限
令和8年10月30日（金） 午後5時まで（必着）
- (7) 提出方
持参又は郵送（持参の場合、閉所日（土日祝日等）を除く午前8時半から午後5時まで）
- (8) その他応募にあたっての留意事項
 - ア 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
 - イ 上記5に示した資格のない者の提出した企画提案書、提出期限までに書類がそろわなかったとき、その他条件に違反した者の企画提案書は無効とする。
 - ウ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、提出書類等は原則として返却しない。
 - エ 採用する企画提案書の使用权は、公益財団法人しまね産業振興財団に帰属する。
 - オ 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - カ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付する事。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - キ 契約書の作成を要する。
 - ク 契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。

7. 募集要項及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間
令和8年9月9日（水）から令和8年10月30日（金）までの間、次の方法により交付する。
- (2) 配布場所
公益財団法人しまね産業振興財団ホームページ上
- (3) 配布資料
 - ア 「ガイドブック」作成業務委託仕様書
 - イ 「ガイドブック」作成業務企画提案競技実施要領

8. 応募等に関する質疑

質疑の受付は次のとおりとする。また、候補者の選定後に本要領等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので留意すること。

(1) 質疑方法

質問票(様式4)を令和8年10月16日(金)までに当財団までFAXかメールにて送付する事。

(2) 回答

質疑に対する回答は、令和8年10月23日(金)までに提案競技参加者全員に対し電子メールにより通知する

9. 審査の実施

(1) 審査

公益財団法人しまね産業振興財団に設置した審査委員会において、提出された企画書をもとに書類審査を行う。

(2) 審査の項目

ア 提案内容

イ 個人情報保護の体制

ウ 製作における実施体制

エ 経費

(3) 企画の採用又は不採用については、参加者全員に通知する。

(4) 審査委員会は非公開とする。

10. 問い合わせ先・書類提出先

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

(公財)しまね産業振興財団 販路支援課 担当：山根・河野

TEL：0852-60-5114 FAX：0852-60-5116

E-mail：shinko@joho-shimane.or.jp

11. 様式

別添のとおり